

鹿児島銀行「Pay どん」利用規約

第1条 総則

1. この規約（以下「本利用規約」といいます。）は、株式会社鹿児島銀行（以下「当行」といいます。）が本アプリ（以下に定義します。）を通じて提供するサービス（以下「本サービス」といいます。）の取扱いについて定めるものです。利用者は、本利用規約に同意した上で本サービスを利用するものとし、本サービスを利用した場合、利用者は本利用規約に同意したものとみなします。
2. 利用者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人である場合は、法定代理人の必要な同意を得たうえで本サービスを利用するものとします。
3. 利用者は、本サービスを日常生活上の決済を利用する目的でのみ利用するものとします。
4. 利用者が本サービスを利用するために必要な利用契約（以下「本サービス利用契約」といいます。）は、利用者が当行所定の方法により利用登録をして Pay どんアカウント（以下に定義します。）を開設したときに成立します。本サービス利用契約の成立後に、当行は本サービスの提供を開始します。
5. 本サービスに関し利用者が当行に対して有する一切の権利は、利用者に一身専属的に帰属します。利用者はこれらの権利を第三者に譲渡、貸与または相続させることはできません。

第2条 定義

本利用規約において、次の用語は以下に規定されたとおりの意義を有するものとします。

(1) 加盟店

当行所定の契約を当行との間で締結し、本サービスによる決済を利用することを当行が認めた法人、個人事業主または団体をいいます。

(2) 加盟店端末

加盟店が本サービスを利用するための当行所定の決済端末をいいます。

(3) 事前オーダー決済サービス

利用者が、本アプリを通じて、加盟店に対し対象商品等を注文し、Pay どん電子マネーサービスまたは Pay どん銀行口座サービスにより決済を行うことができるサービスをいいます。

(4) 指定口座

利用者が当行に開設する利用者名義の普通預金口座であって、第3条における利用登録時に、当行所定の情報を本アプリに登録した口座をいいます。

(5) 対象商品等

加盟店によって販売または提供される、本サービスにより代金決済ができる商品およびサービスをいいます。

(6) チャージ

当行が利用者の Pay どんアカウントに対して、第 4 条の規定に基づき、利用者が指定した金額に基づき、当該指定した金額 1 円あたり 1 円相当の Pay どん電子マネーとして付与することをいいます。

(7) Pay どんアカウント

本サービスにおいて当行所定の手続を経て利用者に付与される、本サービスを利用するために必要なアカウントをいいます。

(8) Pay どん銀行口座サービス

利用者が、加盟店において本アプリを用いて、対象商品等の代金の決済を第 10 条の規定（第 11 条において準用する場合を含みます。）に従って行うサービスをいいます。

(9) Pay どん送金サービス

利用者が、第 6 条に従って、Pay どん電子マネーを他の利用者に対し譲渡することにより、当該譲渡額に相当する金額が送金されたのと同様の法的効果が生じるサービスをいいます。

(10) Pay どん電子マネー

利用者の Pay どんアカウントにおいて保有され、対象商品等の決済その他当行所定のサービスに利用することができる電子マネーをいいます。

(11) Pay どん電子マネーサービス

利用者が、第 5 条の規定（第 11 条において準用する場合を含みます。）に従い、加盟店において本アプリを用い、対象商品等の代金の決済を Pay どん電子マネーによって行うサービスをいいます。

(12) 本アプリ

利用者が利用者端末にダウンロードし、所定の認証を経て起動することによって、本サービスを利用することができるようになるアプリケーションソフトウェアであって、当行が提供するものをいいます。

(13) 利用者

当行に普通預金口座を保有しているお客様のうち、第 3 条に基づいて本サービスの利用に係る申込みを行ったお客様、または当該申込みを行おうとするお客様をいいます。

(14) 利用者端末

本アプリをダウンロードの上、当行所定の方法により利用登録された利用者自身のスマートフォンをいいます。本アプリを利用できる利用者端末の環境は、当行が別途公表するものとします。

第3条 利用登録

1. 利用者は、本サービスの利用を開始するにあたり、通信環境を自ら確保し、利用者端末（当行所定の OS がインストールされた当行所定の機種であって、日本の携帯電話番号を有する端末に限り、以下も同様とします。）に本アプリをダウンロードして当行所定の方法により利用登録を行い、Pay どんアカウントを開設するものとします。利用者は、Pay どん電子マネーサービス、Pay どん銀行口座サービス、または事前オーダー決済サービスを利用するためには、Pay どんアカウントを保有するとともに、Pay どんアカウントに指定口座を登録する必要があります。
2. 利用者が本サービスにおいて登録する情報は、すべて真正かつ正確な情報でなくてはなりません。また、利用者が登録した登録事項に変更が生じたときは、利用者は、速やかに、当行所定の方法により当該変更があった登録事項を当行に届け出るものとします。かかる届出を遅滞し、または行わなかったことによる一切の不利益は、利用者の負担とします。
3. 利用者は、第1項に基づき登録した本サービスの利用に必要となる ID、パスワードおよび本アプリ暗証番号（以下「ID 等」といいます。）を厳格に管理し、他人に漏らしてはならないものとします。
4. 当行は、当行が送信を受けた ID 等が当行に登録された ID 等と一致することを当行所定の方法により確認し相違ないと認めて取り扱った場合、当該確認後の一連の通信はすべて利用者本人により行われたものとみなし、不正使用その他の事故等により生じた損害について一切責任を負わないものとします。なお、利用者が、当行所定の生体認証の方法による認証をもって、本アプリ暗証番号の認証に代えた場合、当行は、当行が送信を受けた ID、パスワードおよび生体認証が当行に登録された事項と一致することを当行所定の方法により確認し相違ないと認めて取り扱った場合も、第1文と同様とします。

第4条 Pay どん電子マネーのチャージ

1. 利用者は、本アプリを通じ、当行に対して、指定口座から引き落とすことが出来る金額の範囲内で金額を指定し、Pay どん電子マネーのチャージを行うことを当行に依頼することができます。
2. 依頼者による前項の依頼があった場合、当行は、指定口座の残高から利用者がチャージ金額として指定した金額を引き落とし、利用者の Pay どんアカウントの Pay どん電子マネー残高に充当するものとします。なお、利用者の Pay どんアカウントに表示される Pay どん電子マネーには利息はつきません。
3. 前項の規定に基づくチャージは、利用者の Pay どんアカウントに表示される Pay どん電子マネー残高が、利用者が指定した金額相当額において増加したことが記録されたときに完了するものとします。
4. 当行は、第1項に基づく利用者のチャージに係る依頼があった場合であっても、利用者

または指定口座が次のいずれかに該当する場合には、当該依頼に対応するチャージを行うことができません。なお、この場合において、当該チャージを行わないときであっても、当行は、利用者に対してその理由を開示し、または説明する義務を負わず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) 指定されたチャージ金額が、指定口座より引き落とすことのできる金額を超える場合
 - (2) 指定口座が解約済みである場合
 - (3) 指定口座について支払停止の設定がされている場合
 - (4) 指定口座について差押等があり、当行がチャージを不相当と認めた場合
 - (5) 第3条第2項に規定する届出を怠ったことその他利用者の責に帰すべき事由により、当行で利用者の所在が不明となっている場合
 - (6) システム障害、停電、ネットワークエラー、天災その他のやむを得ない事由により、取扱いが出来ない場合
 - (7) 利用者が法令または本利用規約に違反し、もしくは違反するおそれがあり、または法令もしくは本利用規約上の制約により、当該チャージを行うことが出来ないと当行が認めた場合
 - (8) 利用者の行為が、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連し、または関連するおそれがあると当行が認めた場合
 - (9) 第12条第5項または第13条の規定により当行が本サービスの提供を停止した場合
 - (10) 上記のほか、当行が取扱いを不相当または不可能と認めた場合
5. 利用者のチャージの最低単位金額、Pay どんアカウントの残高上限等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の裁量により変更することができるものとします。

第5条 Pay どん電子マネーサービス

1. 利用者は、Pay どんアカウントに保有する Pay どん電子マネーを、その残高の範囲内で、1Pay どん電子マネーあたり 1円相当額として、加盟店との間の対象商品等の代金決済に利用することができます。
2. 利用者は、Pay どん電子マネーサービスを利用する場合、利用者端末上での操作により、本アプリによる支払方法として Pay どん電子マネーでの支払いを指定し、利用者端末の画面に表示される QR コード等（本サービスのために必要となる情報を記録した QR コード、バーコードその他の符号をいいます。以下も同様とします。）を加盟店端末で読み取る方法、または加盟店端末の画面による表示その他の方法により加盟店が利用者に提示する QR コード等を利用者端末に付属するカメラ等で読み取る方法により決済手続を行うものとします。この場合、利用者は、Pay どんアカウントに保有する Pay どん電子

マネーから対象商品等の代金に相当する Pay どん電子マネーを引き落とすこと、および当該引き落とした Pay どん電子マネーに相当する金額を加盟店に対し支払うことを当行に対し依頼したものとみなします。また、利用者は、Pay どん電子マネーサービスの利用にあたって、加盟店が利用者に対して有する対象商品等に係る代金債権について、当行が当該代金債権の譲渡を受けることに関して包括的に承諾するとともに、当該売買債権に係る利用者の抗弁（利用者が売上債権に関して加盟店に対して主張できる、売買債権に係る取引の無効・取消・解除、売買債権に係る債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、対象商品等の品質不良・引渡未了、その他売買債権に係る債務の履行を拒絶する旨の一切の主張をいいます。）の一切を放棄するものとします。

3. 前項の規定に基づく決済手続を行った場合には、当行が利用者の Pay どんアカウントの Pay どん電子マネー残高から対象商品等の代金に相当する Pay どん電子マネーを引き落とした時に、利用者と加盟店との間における Pay どん電子マネーサービスによる対象商品等の代金決済は完了したものとします。
4. 当行は、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。Pay どん電子マネーサービスを利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当行は Pay どん電子マネーの返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引が当行所定の方法によって取消または解除された場合、当行は、利用者の Pay どんアカウントに第 3 項に基づき引き落とした Pay どん電子マネーを返還することがあります。
6. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、Pay どん電子マネーを代金決済に利用することができません。なお、この場合において、決済を行うことができなかつた時であっても、当行は、利用者に対し、その理由を開示し、または説明する義務を負わず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 利用者の財産について差押等があり、当行が Pay どん電子マネーサービスによる決済を不相当と認めた場合
 - (2) 第 3 条第 2 項に規定する届出を怠ったことその他利用者の責に帰すべき事由により、当行で利用者の所在が不明となっている場合
 - (3) システム障害、停電、ネットワークエラー、天災その他のやむを得ない事由により取扱いが出来ない場合
 - (4) 利用者が法令または本利用規約に違反し、または違反するおそれがあり、または法令もしくは利用規約上の制約により、当該決済を行うことが出来ないと当行が認めた場合
 - (5) 利用者の行為が、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連し、または関連

するおそれがあると当行が認めた場合

(6) 第 12 条第 5 項または第 13 条の規定により当行が本サービスの利用を停止した場合

(7) 上記のほか、当行が取扱いを不適當または不可能と認めた場合

7. Pay どん電子マネーサービスによる代金決済の 1 回あたりの上限額、1 日あたりの上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の裁量により変更することができるものとします。

第 6 条 Pay どん送金サービス

1. 利用者は、Pay どんアカウントに保有する電子マネーを、その残高の範囲内で、当行所定の方法により、他の利用者に対し譲渡することができます。
2. 利用者による前項の依頼があった場合、当行は、Pay どん電子マネーを譲渡する利用者（以下「譲渡人」といいます。）が指定した譲渡額について、譲渡人の Pay どんアカウントから Pay どん電子マネーを引き落とすとともに、当該譲渡の相手方となる利用者（以下「譲受人」といいます。）の Pay どんアカウントの Pay 電子マネー残高に充当するものとします
3. 前項の規定に基づく譲渡は、譲渡人の Pay どんアカウントに表示される Pay どん電子マネーの残高が譲渡額相当分減少したことが記録されるとともに、譲受人の Pay どんアカウントに表示される Pay どん電子マネーの残高が譲渡額相当分増加したことが記録されたときに完了するものとします。
4. 当行は、Pay どん電子マネーの譲渡人と譲受人との間の取引その他の法律関係について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。Pay どん電子マネーの譲渡の原因となった契約の無効、取消その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当行は、法令等に基づき義務付けられる場合を除き、Pay どん電子マネーの返還を行う義務を負わず、譲渡人と譲受人との間で解決するものとします。
5. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、Pay どん電子マネーを譲渡することができません。なお、この場合において、譲渡を行うことができなかつた時であっても、当行は、利用者に対し、その理由を開示し、または説明する義務を負わず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 指定された譲渡額が、譲渡人の Pay どんアカウントに保有する Pay どんマネーの残高を超える場合
 - (2) 指定された譲渡額により、譲受人が Pay どんアカウントに保有する Pay どんマネーの残高が当行所定の Pay どんアカウントの残高上限額を超える場合
 - (3) 譲渡人または譲受人の財産について差押等があり、当行が Pay どん電子マネーの譲渡を不適當と認めた場合

- (4) 第3条第2項に規定する届出を怠ったことその他利用者の責に帰すべき事由により、当行で利用者の所在が不明となっている場合
 - (5) システム障害、停電、ネットワークエラー、天災その他のやむを得ない事由により取扱いが出来ない場合
 - (6) 利用者が法令または本利用規約に違反し、または違反するおそれがあり、または法令もしくは利用規約上の制約により、当該譲渡を行うことが出来ないと当行が認めた場合
 - (7) 利用者の行為が、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連し、または関連するおそれがあると当行が認めた場合
 - (8) 第12条第5項または第13条の規定により当行が本サービスの利用を停止した場合
 - (9) 上記のほか、当行が取扱いを不相当または不可能と認めた場合
6. Pay どん電子マネーの譲渡の1回あたりの上限額、1日にあたりの上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の裁量により変更することができるものとします。

第7条 Pay どん電子マネーの残高確認方法

1. 利用者は、本サービス内の残高確認画面において Pay どん電子マネーの残高を確認することができます。
2. システム障害その他の理由により、利用者の実際の Pay どん電子マネー保有残高と残高確認画面において表示される Pay どん電子マネーの残高が異なることがあります。この場合において、利用者の実際の Pay どん電子マネー保有残高に基づいた場合に決済できない取引について決済を行おうとし、当該決済ができなかった場合であっても、当行は、当行の故意または重過失の場合を除き、一切の責任を負いません。

第8条 Pay どん電子マネーの払戻し

1. 利用者は、本アプリを通じて、当行所定の方法により当行に依頼することにより、Pay どんアカウントに保有する Pay どん電子マネーの残高の範囲内で、1Pay どん電子マネーを1円として払戻しを行うことができます。
2. 利用者が Pay どん電子マネーの払戻しの依頼を行った場合、当行は、かかる払戻額に係る Pay どん電子マネーを Pay どんアカウントから引き落とししたうえ、当該払戻額に相当する金額を指定口座に振込むものとします。
3. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、Pay どん電子マネーの払戻しを行うことができません。なお、この場合において、払戻しを行うことができなかった時であっても、当行は、利用者に対し、その理由を開示し、または説明する義務を負わず、また、当行の責めに帰すべき場合を除き、この取扱いにより利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。

- (1) 指定された払戻額が、Pay どんアカウントに保有する Pay どん電子マネーの残高を超える場合
 - (2) 指定口座が解約済みである場合
 - (3) システム障害、停電、ネットワークエラー、天災その他のやむを得ない事由により取扱いが出来ない場合
 - (4) 利用者が法令もしくは本利用規約に違反し、もしくは違反する恐れがあり、または法令もしくは利用規約上の制約により、当該払戻しを行うことが出来ないと当行が認めた場合
 - (5) 利用者の行為が、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連し、または関連するおそれがあると当行が認めた場合
 - (6) 第 12 条第 5 項または第 13 条の規定により当行が本サービスの利用を停止した場合
 - (7) 上記のほか、当行が取扱いを不適当または不可能と認めた場合
4. Pay どん電子マネーの払戻しの 1 回あたりの上限額および 1 日当たりの上限額等は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の裁量により変更することができるものとします。

第 9 条 Pay どん電子マネーの有効期限

1. Pay どん電子マネーの有効期限は、利用者の Pay どんアカウント内の Pay どん電子マネーの残高が最後に増減した日から 5 年とします。有効期限が過ぎた未使用の Pay どん電子マネーについては、当該額に係る Pay どん電子マネーを Pay どんアカウントから引き落とししたうえ、当該額に相当する金額を現金として指定口座に振込むものとします。
2. 前条第 3 項第 2 号、第 4 号または第 5 号に規定する場合には、前項の規定に基づく振り込みを行うことが出来ない場合があります。

第 10 条 Pay どん銀行口座サービス

1. 利用者は、本アプリを通じて、当行所定の方法により当行に依頼することにより、指定口座の残高の範囲内で、加盟店との間の対象商品等の代金決済を行うことができます。
2. 利用者は、Pay どん銀行口座サービスを利用する場合、利用者端末上での操作により、本アプリによる支払い方法として指定口座からの支払いを指定し、利用者端末の画面に表示される QR コード等を加盟店端末で読み取る方法、または加盟店端末の画面による表示その他の方法により加盟店が利用者に提示する QR コード等を利用者端末に付属するカメラ等で読み取る方法により決済を行うものとします。この場合、利用者は、指定口座から対象商品等の代金額を引き落とすこと、および当該引き落としに係る金額を加盟店に対し支払うことを当行に対し依頼したものとみなします。また、利用者は、Pay どん銀行口座サービスの利用にあたって、加盟店が利用者に対して有する対象商品等の代金債権について、当行が当該代金債権の譲渡を受けることに関して包括的に承諾

するとともに、当該売買債権に係る利用者の抗弁（利用者が売上債権に関して加盟店に対して主張できる、売買債権に係る取引の無効・取消・解除、売買債権に係る債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、対象商品等の品質不良・引渡未了、その他売買債権に係る債務の履行を拒絶する旨の一切の主張をいいます。）の一切を放棄するものとします。

3. 前項の規定に基づく決済手続を行った場合には、当行が利用者の指定口座から対象商品等の代金額を引き落とした時をもって、利用者と加盟店との間における対象商品等の代金決済が完了したものとします。
4. 当行は、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。Pay どん銀行口座サービスを利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合でもあっても、当行は前項に基づき引き落とした金額の返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。
5. 前項の定めにかかわらず、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引が当行所定の方法によって取消または解除された場合、当行は、利用者の指定口座に第 3 項に基づき引き落とした金額を返還することがあります。
6. 利用者は、次のいずれかに該当する場合、Pay どん銀行口座サービスを利用することができません。なお、この場合において、決済を行うことができなかつた時であっても、当行は利用者に対し、その理由を開示し、または説明する義務を負わず、また、当行の責に帰すべき場合を除き、この取扱いにより利用者が生じた損害について一切の責任を負いません。
 - (1) 指定口座が解約済みである場合
 - (2) 指定口座について支払停止の設定がされている場合
 - (3) 指定口座について差押等があり当行が Pay どん銀行口座サービスの利用を不相当と認めた場合
 - (4) 第 3 条第 2 項に規定する届出を怠ったことその他利用者の責に帰すべき事由により、当行で利用者の所在が不明となっていることが判明した場合
 - (5) システム障害、停電、ネットワークエラー、天災その他のやむを得ない事由により取扱いが出来ない場合
 - (6) 利用者が法令または本利用規約に違反し、もしくは違反するおそれがあり、または法令もしくは本利用規約上の制約により、当該決済を行うことが出来ないと当行が認めた場合
 - (7) 利用者の行為が、マネー・ロンダリングまたはテロ資金供与に関連し、または関連するおそれがあると当行が認めた場合
 - (8) 第 12 条第 5 項または第 13 条の規定により当行が本サービスの提供を停止した場合
 - (9) 上記のほか、当行が取扱いを不相当または不可能と認めた場合
7. Pay どん銀行口座サービスによる代金決済の 1 回あたりの上限額、1 日あたりの上限額等

は、当行が別途公表するものとします。また、当行はこれらの公表内容について、当行の都合で変更することができるものとします。

第 11 条 事前オーダー決済サービス

1. 利用者は、本アプリを通じて、当行所定の方法により加盟店に対して通知等を行い、かつ当行に対して必要な依頼をすることにより、加盟店に実際に訪問する前に、あらかじめ、当該加盟店に対し対象商品等に係る注文および代金債権の決済手続を完了させることができます。
2. 利用者は、事前オーダー決済サービスを利用して対象商品等を購入する場合、当該対象商品等を提供する加盟店との間に、当該対象商品等に係る商品の売買またはサービスの提供に係る個別契約が成立します。かかる個別契約の条件は、本アプリ上において、加盟店ごとまたは対象商品等ごとに明示されることがありますが、かかる個別契約の条件と本利用規約とが抵触するときは、前者が優先して適用されます。
3. 利用者は、事前オーダー決済サービスを利用して対象商品等を購入する場合、本アプリを用いて、所定の方法に従って対象商品等の注文を行うことにより、対象商品等に係る個別契約を申し込むものとします。
4. 利用者は、前項による申込後、決済方法として、Pay どん電子マネーサービスまたは Pay どん銀行口座サービスのいずれかを選択のうえ、決済手続を行うものとします。このとき、当該決済手続きに対しては、利用者が、Pay どん電子マネーサービスを選択した場合には第 5 条を、Pay どん銀行口座サービスを選択した場合には第 10 条を、それぞれ準用します。この場合において、第 5 条第 2 項中「利用者端末の画面に表示される QR コード等（本サービスのために必要となる情報を記録した QR コード、バーコードその他の符号をいいます。以下も同様とします。）を加盟店端末で読み取る方法、または加盟店端末の画面による表示その他の方法により加盟店が利用者に提示する QR コード等を利用者端末に附属するカメラ等で読み取る方法により」とあるのは「本アプリ暗証番号による認証方法または当行所定の生体認証により」と、第 10 条第 2 項中「利用者端末の画面に表示される QR コード等を加盟店端末で読み取る方法、または加盟店端末の画面による表示その他の方法により加盟店が利用者に提示する QR コード等を利用者端末に附属するカメラ等で読み取る方法により」とあるのは「本アプリ暗証番号による認証方法または当行所定の生体認証により」と、それぞれ読み替えるものとします。
5. 利用者が前 2 項の規定に基づく注文および決済手続を行った場合には、利用者に対して決済手続完了メッセージが送信されます。当行が、決済手続完了メッセージを利用者に発信した時点、または本アプリ内の利用履歴（以下「利用履歴」といいます。）に注文内容が表示された時点で、利用者と対象商品等の販売主である加盟店との間に対象商品等に係る個別契約が成立するものとします。なお、決済手続完了メッセージの送信失敗（受信側の設定または設備に起因する場合には限りません。）、遅延、未着または利用履歴の表示

エラー（利用者側の設定または設備、環境に起因する場合に限り。）が発生しても、当行は、これにより発生した一切の損害について、理由の如何を問わずいかなる責任も負わないものとします。

6. 前項による個別契約成立後は、利用者は、事前オーダー決済サービスによる注文決済の依頼を取り消すことはできません。
7. 当行は、利用者と加盟店との間の対象商品等の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関し、いかなる法的責任も負わないものとします。事前オーダー決済サービスを利用した取引に債務不履行、返品、瑕疵その他の事由に基づく問題が生じた場合であっても、当行は Pay どん電子マネーサービスまたは Pay どん銀行口座サービスにより引き落とした金銭の返還を行う義務を負わず、利用者と加盟店との間で解決するものとします。

第 12 条 利用者の遵守事項

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守します。
 - (1) 利用者端末を適切に管理および保管すること
 - (2) 利用者端末に設定されたパスワードその他利用者が利用者端末の使用権限を有する者本人であることを確認する手段（以下「本人認証手段」といいます。）について、秘密として管理すること
 - (3) 本サービスの利用に必要となる ID 等を秘密として管理すること
 - (4) 利用者端末、本人認証手段または ID 等を紛失または第三者が取得したおそれがあるときは、ただちに当行に通知するとともに、第三者が本サービスを不正に利用することを防止するための適切な措置を講じること
 - (5) 利用者端末がコンピューターウイルスや不正プログラムに感染しないようセキュリティ対策ソフトを導入するなどのセキュリティ対策を講じること
 - (6) 利用者端末を変更し、廃棄または売却しようとするときはあらかじめ、また、利用者端末の利用に係る契約が終了したときはただちに、本アプリを削除すること
2. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 法令または本利用規約に違反する行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 当行または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
 - (4) 反社会的勢力に対する利益供与その他の協力的行為
 - (5) マネー・ロンダリング目的で本サービスを利用する行為
 - (6) 当行のサーバやネットワークシステムに支障を与える行為、BOT、チートツール、その他技術的手段を利用して本サービスを不正に操作する行為、当行のシステムの

不具合を意図的に利用する行為、その他当行による電磁的記録事業の運営または他の利用者によるこれらの利用を妨害し、これらに支障を与える行為

- (7) 本サービスの提供に係るサーバやネットワークシステムに不正にアクセスし、または有害なコンピュータープログラム等を送信し、もしくは書き込む行為
 - (8) 本サービスに係るデータを偽造、変造、複製、窃取その他不正な方法で作出または取得する行為
 - (9) 他人の個人情報、登録情報、利用履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為
 - (10) 第三者の本アプリを利用する行為、または本アプリを第三者に利用させる行為
 - (11) 利用者の預金口座を第三者の本アプリに登録する行為、または第三者の預金口座を本アプリに登録する行為
 - (12) 不正な方法により Pay どん電子マネーを取得し、または不正な方法で取得された Pay どん電子マネーであることを知って利用する行為
 - (13) Pay どん電子マネーを偽造もしくは変造し、または偽造もしくは変造された Pay どん電子マネーであることを知って利用する行為
 - (14) Pay どん電子マネーを当行所定の方法以外の方法で、現金、財物その他の経済上の利益と交換する行為
 - (15) 本サービスの提供または運営に支障を及ぼす行為その他当行が不適切と判断する行為
3. 利用者は、本サービスの利用に限り、本アプリを使用するものとし、以下の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
- (1) 本アプリを逆アセンブルし、または逆コンパイルする行為
 - (2) 本アプリをリバースエンジニアリングまたはその他により、ソースコードの作成、または作成する試みを行う行為
 - (3) 本アプリを翻訳、翻案など改変し、または複製する行為
 - (4) 本アプリの製品表示または著作権表示を抹消する行為
 - (5) 本アプリの全部または一部を、売却し、貸与し、譲渡し、承継させ、サブライセンス許諾し、または担保に供すること等、本アプリに係る各知的財産権を侵害する行為
4. 利用者は、本条の規定に違反したことによって生じた損害について責任を負うものとし、当行は一切責任を負わないものとします。
5. 当行は、利用者が本サービスの利用にあたって適用される規約、約款等（本利用規約を含みますが、これに限りません。）に違反しまたは違反するおそれがあると認めた場合（本条各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると当行が判断する場合を含みますが、これらに限りません。）その他当行が必要と認めた場合、あらかじめ利用者へ通知することなく必要な措置（①本サービス利用契約の解除、②本サービスの利用停止、③利

用者が有する Pay どん電子マネーの失効、④受け付けた取引の取消、⑤その他当行が必要かつ適切と判断する措置をいいます。)を講じることができるものとします。ただし、当行は、他の利用者その他のいかなる第三者に対しても、利用者の違反を防止または是正する義務を負うものではないものとします。

第 13 条 本サービスの利用停止

1. 当行は、次のいずれかに該当する場合、事前に利用者へ通知または公表した上で、利用者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
 - (1) 定期保守点検の場合
 - (2) バージョンアップの場合
2. 当行は、次のいずれかに該当する場合、事前の通知または公表を要することなく、利用者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止することができます。
 - (1) システムの保守、または通信回線、通信手段もしくはコンピュータの障害などにより本サービスの中止または中断の必要があると当行が認めたとき
 - (2) 本サービスの完全性、安全性を保護するため緊急の必要がある場合
 - (3) 本サービスに係るデータが偽造、変造、複製、窃取その他不正な方法で作成または取得されたものである場合およびその疑いがある場合
 - (4) 指定口座について利用者が利用できないとき
 - (5) 当行所定の一定期間内に本サービスに係る指定口座の利用がないとき
 - (6) 利用者が本利用規約の定め違反し、または当行に対する金銭支払債務の履行を遅滞したとき
 - (7) 利用者について差押命令の送達、破産手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立てまたは取引停止処分がなされた場合その他信用状態が著しく悪化した場合
 - (8) 利用者の所在不明を当行が知ったとき
 - (9) 利用者の死亡を当行が知ったとき
 - (10) 利用者端末が日本の携帯電話番号を有しなくなったとき
 - (11) 当行所定の回数を超えて ID 等を誤って入力した場合
 - (12) その他当行が本サービスの利用を停止することが適切と判断した場合
3. 当行は、次のいずれかに該当した場合、利用者に対する事前通知なしに本サービスに含まれる決済手段による決済の実行を拒否し、または既に実行された決済を取り消すことができるものとします。
 - (1) 当行および加盟店間の加盟店契約の定め違反する決済がなされたとき（その違反についての利用者の関与の有無を問いません）
 - (2) 不正に取得または偽造された QR コード等を用いて本サービスに含まれる決済手段の実行がなされたとき
4. 当行は、本条に定める措置により利用者へ生じた損害につき一切責任を負わないものと

します。

第 14 条 本サービスの変更・終了

1. 利用者は、当行所定の手続を経て、本サービス利用契約を解約することができます。ただし、Pay どんアカウントに Pay どん電子マネーが残存する場合は、解約することができません。
2. 当行は、当行の営業上の判断により、本サービスの全部または一部について、その内容を変更し、またはその提供を終了することができるものとします。これらの場合、当行は十分な周知期間を設けるものとし、本サービスの変更または終了により利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。
3. 当行は、利用者が次のいずれかの事由に該当する場合、本サービス利用契約を解約することができます。
 - (1) 本利用規約に違反し、当行からの催告にもかかわらず相当期間内に当該違反を是正しない場合
 - (2) 死亡した場合
 - (3) 指定口座が解約された場合
4. 理由のいかんを問わず、本サービス利用契約が終了した場合（本条に基づき解約・終了した場合を含みますが、これらに限られません。）には、Pay どんアカウントおよび本アプリに記録された利用履歴その他一切の利用者の権利および情報は、本利用規約に別途定めるものおよび法令上求められるものを除き、全て消去するものとします。
5. 前項にかかわらず、本サービス利用契約が終了したときに有効な Pay どん電子マネーが残存する場合、当行は、かかる Pay どん電子マネーを Pay どんアカウントから引き落としうえ、当該差引額に相当する金額を現金として指定口座に振込むものとします。ただし、指定口座がすでに解約されているなど、振込によることが出来ない場合は、当行所定の手続によるものとします。

第 15 条 個人情報の取扱い

1. 当行は、利用者の個人情報の取扱いについては、当行が別途定める個人情報保護方針（<https://www.kagin.co.jp/privacy.html>）の定めによるものとし、利用者は、この個人情報保護方針に従って当行が利用者の個人情報を利用することについて、同意するものとします。また、利用者は、第 3 条に基づく利用登録において当行に提供した個人情報その他本サービスの利用により当行が取得した利用者の個人情報を、当行が別途定める個人情報の利用目的（<https://www.kagin.co.jp/privacy.html>）の範囲内で当行が利用することについて、同意するものとします。
- 2 当行は、事前オーダー決済サービス提供のために、必要な範囲で、利用者の個人情報を、注文先の加盟店に提供いたします。

第 16 条 反社会的勢力の排除

1. 利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準じる行為
3. 当行は、利用者が暴力団員等もしくは第 1 項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第 1 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当行は利用者に対して催告することなく本サービス利用契約を解除することができ、これによって被った損害の賠償を請求できるものとし、ます。
4. 当行は、前項の規定に基づく本サービス利用契約の解除により利用者に損害が生じた場合にも利用者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとし、ます。

第 17 条 利用者の責任

1. 利用者は、利用者の責任において本サービスを利用するものとし、本サービスの利用において行った一切の行為およびその結果について責任を負うものとし、ます。
2. 利用者が、本利用規約に違反したことまたは第三者の権利を侵害したことその他自らの

責に帰すべき事由により、第三者から異議、クレーム、損害賠償請求等を受けたときは、利用者は、自らの費用と責任でこれを解決するものとします。この場合において、当行が何らかの債務を負担しまたは支払をしたときは、利用者は、当行に対し、ただちに当該債務額または支払額を賠償しまたは補償します。

3. 利用者が本利用規約に違反した場合、当行または第三者に対し、損害賠償責任を含む一切の責任を負うものとします。

第18条 免責

1. 当行は、本サービスに事実上または法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 当行は、本サービスの遅延もしくは利用不能、または本アプリに記録された情報の誤謬・脱漏・消失・詐取・漏洩等、その他利用者が本サービスに関して利用者が被った損害につき、当行の故意または重過失に起因する場合および本利用規約に別段の定めがある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第19条 補償

1. 利用者が意図せずに利用者以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合、または本アプリがインストールされた利用者端末の紛失もしくは盗難により利用者以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合に生じた取引（以下「不正利用」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、利用者は当行に対し当該不正利用に係る損害の額に相当する金銭の補てんを請求することができます。
 - (1) 利用者端末の紛失または盗難以外の理由に起因して利用者以外の第三者に本サービスが不正に利用された場合は、不正に利用されたことに気づいたときに、直ちに①の措置をとること。利用者以外の第三者による本サービスの不正利用が、本アプリがインストールされた利用者端末の紛失または盗難に起因する場合は、当該端末の紛失または盗難に気づいたときに、直ちに①の措置をとり、かつ②または③の措置をとっていること。
 - ① 当行への当行所定の届出
 - ② 当行所定の方法による Pay どんアカウントの停止処置の実施
 - ③ 利用者端末の通信サービスを提供する事業者に対する当該端末の回線遮断の届出
 - (2) 当行の調査に対し、利用者より十分な説明が行われていること。
 - (3) 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の不正利用または紛失、盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。
2. 前項の請求がなされた場合、当該不正利用が利用者の故意による場合を除き、当行は、

当行への通知が行われた日の30日前の日以降になされた不正利用に係る損害の額に相当する金額を限度として補てんするものとします。ただし、当該不正利用が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ利用者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を限度として補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項に係る当行への通知が、利用者以外の第三者に本サービスを不正に利用された場合の不正利用が最初に行われた日または本アプリがインストールされた利用者端末の紛失もしくは盗難があった日（当該紛失または盗難があった日が明らかでないときは、当該紛失または盗難に係る利用者端末を用いた不正利用が最初に行われた日）から、30日を経過する日より後に行われた場合には、適用されないものとします。
4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんを行いません。
 - (1) 当該不正利用が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ① 利用者に重大な過失があることを当行が証明した場合
 - ② 利用者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - ③ 利用者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - (2) 利用者端末の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
5. 当行が本条に基づく補償を行った場合、利用者は、当該取引に関する権利の一切を当行に譲渡することに同意するものとします。

第20条 広告表示

当行は、本アプリ上において、当行または第三者の広告を配信・掲載することができるものとします。

第21条 知的財産権の帰属

本アプリおよび本サービスに係る知的財産権は、すべて当行または当行がライセンスを受けている正当な権利者に帰属します。

第22条 譲渡禁止等

利用者は、本利用規約に基づく地位、ならびに、本利用規約および本サービスの利用に基づき当行に対して有する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、賃貸、担保

提供その他の一切の処分をしてはならないものとします。

第 23 条 利用者への告知

1. 本サービスに関する当行から利用者に対する通知・連絡は、当行が運営するホームページ、本アプリ内の適宜の場所への掲示、本アプリにおける通知、利用者が当行に登録した電子メールアドレスへの電子メールの送信その他当行が適当と判断する方法により行うものとします。
2. 当行が、本アプリにおける通知または利用者が当行に登録した電子メールアドレスへの電子メール送信を行った際、通知または電子メールが届かなかった場合といえども通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第 24 条 インターネット環境

1. 本アプリのご利用および本アプリのダウンロード（再ダウンロードを含みます。以下本項において同じ。）には別途通信料がかかり、利用者の負担となります（バージョンアップの際や本アプリが正常に動作しないことにより再設定などで追加的に発生する通信料も含みます。）。
2. 本サービスは、当行所定の条件を満たしている利用者のみ、かつ当行所定の動作環境においてのみ利用できます。
3. 本アプリは、ダウンロード後に利用者端末のオペレーティングシステムその他のご利用環境の変更や本アプリのアップグレードなどが行われた場合には、利用できない場合があります。
4. 利用者は、「外国為替及び外国貿易法」その他の関連する輸出入関連法規類（日本国法及び諸外国法に基づく法令などの全てを含みます。）を遵守し、かつ、それらに基づいて求められる全ての許可、認可および承認（以下「許認可等」といいます。）を利用者の責任において得るものとし、これらの必要な許認可等を得ることなく本アプリを日本国外に持ち出さないものとします。利用者は、本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、利用者の責任でこれを解決するものとします。

第 25 条 本利用規約の変更

1. 当行は、本サービスの内容を変更する場合、または金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由により本利用規約の内容を変更することが合理的に必要であると当行が認める場合には、当行の裁量により、本利用規約を変更することが出来ます。
2. 当行は、前項の本利用規約の変更にあたっては、変更後の本利用規約の効力発生日の前に、あらかじめ、本利用規約を変更する旨および変更後の本利用規約の内容とその効力発生日を、当行ホームページへ掲載する方法その他第 23 条に定める告知の方法の全部または一部により、利用者に通知します。

3. 変更後の本利用規約の効力発生日以降に、利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、本利用規約の変更に同意したものとみなします。

第 26 条 他の規定の適用

本利用規約に定めのない事項については、当行の他の規定、その他当行ホームページ等において公表している規定の内容を適用します。

第 27 条 準拠法

本利用規約の準拠法は、日本法とします。

第 28 条 合意管轄裁判所

利用者と当行との本サービスに関する一切の紛争は、鹿児島地方裁判所または鹿児島簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。